

笠間市地域防災計画（原子力災害対策計画編） 目次

第1章	総則	1
第1節	原子力災害対策計画の概要	1
第2節	計画の性格	3
第3節	計画の周知徹底	3
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	3
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定	3
第6節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	4
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	5
第8節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	7
第2章	原子力災害事前対策	13
第1節	基本方針	13
第2節	原子力事業者との防災業務計画に関する協議等	13
第3節	立入り検査と報告の徴収	13
第4節	原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	14
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	14
第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	15
第7節	緊急事態応急体制の整備	18
第8節	避難収容活動体制の整備	21
第9節	緊急輸送活動体制の整備	24
第10節	救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備	24
第11節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	26
第12節	行政機関の業務継続計画の策定	26
第13節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	27
第14節	防災業務関係者の人材育成	28
第15節	防災訓練等の実施	28
第16節	災害復旧への備え	29
第3章	緊急事態応急対策	30
第1節	基本方針	30
第2節	情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	30
第3節	活動体制の確立	33
第4節	屋内退避，避難収容等の防護活動	36
第5節	治安の確保及び火災の予防	40
第6節	飲食物の出荷制限，摂取制限等	41

第7節	緊急輸送活動	42
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	43
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	43
第10節	自発的支援の受入れ等	45
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	45
第4章	原子力災害中長期対策	46
第1節	基本方針	46
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	46
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	46
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	46
第5節	各種制限措置の解除	46
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	47
第7節	被災者等の生活再建等の支援	47
第8節	風評被害等の影響の軽減	47
第9節	被災中小企業等に対する支援	48